

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																						
	支給対象者	支給率又は支給額																																								
手	特殊勤務手当	ボイラ取扱作業手当 多学年学級担当手当	汽缶士である職員が、ボイラ（小型ボイラを除く）の取扱いの作業に従事したとき。 小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 小学校の単級 小学校の3以上の学級および中学校の単級 2箇学年の単級	1日について80円 (勤務4時間未満48円) 授業又は指導に従事した日1日について 120円 90円 75円	翌月の給料支給日 同上																																					
	7 隔遠地手当	山間地その他の交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同上 ×20% 3級 同上 ×16% 2級 同上 ×12% 1級 同上 ×8%	給料の支給日																																						
	8 へき地手当	交通条件および自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同上 ×20% 3級 同上 ×16% 2級 同上 ×12% 1級 同上 ×8%	同上																																						
	9 超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ・午後10時～午前5時の勤務 ・上記以外の時間の勤務 ・休日の勤務	1時間の額 (給料+暫定手当)×12×1.5 52×44 { 同上 (給料+暫定手当)×12×1.25 52×44	翌月の給料支給日																																						
	10 宿日直手当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直 土曜日の半日直	1回につき 510円 1回につき 255円	給料の支給日																																						
	11 期末手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 3月1日 6月1日 12月1日	(給料+扶養手当+暫定手当)×(期間率)×(次の率) 50 100 90 100 200 100	3月15日 6月15日 12月5日																																						
	12 勤勉手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 6月1日 12月1日	(給料+暫定手当)×(期間率) 期間率は給料、扶養手当および暫定手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつと定める。 50 100 60 100	6月15日 12月5日																																						
	当	13 寒冷地手当 基準額	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員ただし基準日付をもって退職したものについては支給しない。	(1) 基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">改定後</th> <th colspan="2">定額分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員</th> <th>その他の職員</th> </tr> <tr> <th>級地</th> <th>率分</th> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>45%</td> <td>円 26,800</td> <td>円 17,870</td> <td>円 8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35%</td> <td>円 20,100</td> <td>円 13,400</td> <td>円 6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25%</td> <td>円 16,750</td> <td>円 11,170</td> <td>円 5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18%</td> <td>円 11,390</td> <td>円 7,590</td> <td>円 3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>円 6,700</td> <td>円 4,470</td> <td>円 2,230</td> </tr> </tbody> </table>	事項	改定後	定額分		世帯主である職員	その他の職員	級地	率分	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	45%	円 26,800	円 17,870	円 8,930	4級地	35%	円 20,100	円 13,400	円 6,700	3級地	25%	円 16,750	円 11,170	円 5,580	2級地	18%	円 11,390	円 7,590	円 3,800	1級地	10%	円 6,700	円 4,470	円 2,230	8月31日		
		事項	改定後	定額分																																						
	世帯主である職員			その他の職員																																						
級地	率分	扶養親族あり	扶養親族なし																																							
5級地	45%	円 26,800	円 17,870	円 8,930																																						
4級地	35%	円 20,100	円 13,400	円 6,700																																						
3級地	25%	円 16,750	円 11,170	円 5,580																																						
2級地	18%	円 11,390	円 7,590	円 3,800																																						
1級地	10%	円 6,700	円 4,470	円 2,230																																						
14 寒冷地手当 附加定額	寒冷地の級地別区分が4級地および5級地である地域に在勤する職員	(2) 附加定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> <tr> <th>級地</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>11,000</td> <td>7,350</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>5,500</td> <td>3,700</td> <td>1,850</td> </tr> </tbody> </table>	事項	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	級地	円	円	円	5級地	11,000	7,350	3,700	4級地	5,500	3,700	1,850	8月31日																					
事項	世帯主である職員			その他の職員																																						
	扶養親族あり	扶養親族なし																																								
級地	円	円	円																																							
5級地	11,000	7,350	3,700																																							
4級地	5,500	3,700	1,850																																							